

土木工事における週休 2 日工事に係る工事成績評定の取扱いについて

1. 働き方改革

(審査項目別運用表 別紙－ 1 ⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫)

【働き方改革】

週休 2 日工事に取り組み、月単位 4 週 8 休（現場閉所率もしくは平均休日率 28.5%）以上を達成した。

- 評価する週休 2 日を、月単位の現場閉所率による 4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%以上と定義する。
- 「週休 2 日工事」は休日（現場閉所）取得計画表もしくは休日取得状況表（交替制）で確認できること。

2. 週休 2 日の確保

(審査項目別運用表 別紙－ 1 ② 2. 施工状況 II. 工程管理)

その他

理由：[現場閉所（もしくは交替制）による月単位（もしくは通期）での週休 2 日（4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%）以上）の確保を行っている。]

- 評価する週休 2 日を、現場閉所（もしくは交替制）による月単位（もしくは通期）での 4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%）以上と定義する。
- 「週休 2 日工事」は休日（現場閉所）取得計画表もしくは休日取得状況表（交替制）で確認できること。

(審査項目別運用表 別紙－ 2 ① 2. 施工状況 II. 工程管理)

工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。

その他

理由：[現場閉所（もしくは交替制）による月単位（もしくは通期）での週休 2 日（4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%）以上）の確保に取り組んだ。]

- 評価する週休 2 日を、現場閉所（もしくは交替制）による月単位（もしくは通期）での 4 週 8 休（現場閉所率（もしくは平均休日率）28.5%）以上と定義する。
- 週休 2 日の確保を行った場合は、上記 2 事項両方で評価する。
- 前述評価の場合、本細別は、原則 a 評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は a 評価としないことが出来る。